

(健Ⅱ370)
令和3年10月27日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菴 敏
江 澤 和 彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の
提供の事例について (情報提供)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供につきましては、「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について」(令和3年4月21日付(健Ⅱ51)等により、障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう、留意すべき事項等についてお送りしたところです。

今般、実際に各自治体において実施された、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する取組事例が示され、厚生労働省より各都道府県等宛に標記の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会及び関係機関への情報提供についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年10月19日

各 { 都道府県 }
 { 市町村 }
 { 特別区 } } 衛生主管部（局）御中
 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について
(情報提供)

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「令和3年3月事務連絡」という。）において、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示しするとともに、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、連携を図っていただきますよう御協力をお願いしたところです。

今般、令和3年3月事務連絡の発出以降、実際に各自治体において実施された取組事例をお示ししますので、各地方公共団体の衛生部局や障害保健福祉部局におかれては、令和3年3月事務連絡でお示した例に加え、別添の取組も参考に、必要に応じて地域の関係団体とも連携しつつ、様々な障害特性に応じた合理的配慮の提供について、ご検討いただくようお願いいたします。

障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する取組事例

1. 送付書類に関する工夫

秋田県	<ul style="list-style-type: none"> • 単身の視覚障害者又は同居人による郵送物の選別が困難な世帯に送付する封筒に「ワクチン接種券在中」と打たれた点字シールを貼付。 • 点字シールは県立点字図書館が作成。（無料） • 送付を希望する市町村は県障害福祉課を通して点字図書館に依頼。 • 点字シールは点字図書館から市町村へ直接送付。（無料）
福岡県 福岡市	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者から新型コロナワクチン接種コールセンター等を通じて相談があれば、接種券の封筒及び接種券に点字シールを貼り付けた上で送付。
山口県 宇部市	<ul style="list-style-type: none"> • 接種券発送の際、広報等、市の送付文書について、障害福祉課に点字・音声翻訳・拡大文字・音声コードの届出をしている方を対象に、点字・音声翻訳・拡大文字（音声コード付き）の説明書を同封。 • 接種会場において、手話等のコミュニケーション支援を行う支援スタッフを配置。

2. 接種予約の支援

愛知県 名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> • 視聴覚障害者の方が円滑に接種の予約が行えるよう、専用の予約支援センターを設置。 • 令和3年7月の1か月間、集団接種の予約及び予約のキャンセルの代行、個別接種を実施している医療機関の案内を実施。
東京都 中野区	<ul style="list-style-type: none"> • ワクチン接種を希望する視覚障害者の接種漏れを防ぐため、70歳以上の視覚障害者を対象に、接種券を送付したことの電話連絡を実施。さらに、必要な方には予約の支援を実施。

3. 接種会場における支援

兵庫県 明石市	<ul style="list-style-type: none"> • 障害などにより不安感が強く、かかりつけ医や集団接種会場での接種が困難な人、また、その同居家族などの付添者を対象に、市立市民病院に専用接種会場を設置し、ワクチン接種を実施。必要に応じて、手話通訳や要約筆記ができる担当者を配置。 • 専用接種会場として、一般の外来患者がいない土日の診療時間外に接種を実施。
神奈川県 相模原市	<ul style="list-style-type: none"> • 市立の障害者支援センターに、知的・精神障害者専用の臨時特設会場を設置。 • 知的・精神障害者への対応経験が豊富な医師、看護師や事務スタッフを配置し、1日当たりの接種人数に余裕を持たせることで、落ち着いて接種を受けることができる環境を構築。 • 障害福祉サービス事業所の利用者に対しては、接種前後の誘導や見守り等の支援を事業所職員と連携して実施。

4. 都道府県による市町村の取組促進

秋田県	<p>県障害福祉課から各市町村に対し、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害特性に応じた合理的配慮の提供のほか、事業所及び郡市医師会との連携、相談体制の整備、情報周知による早期かつ円滑な接種の実施について随時通知。 • 市町村の合理的配慮の取組事例を取りまとめ集計結果を横展開。 • 障害児者のワクチン接種状況（優先接種対象者の把握方法、ワクチン接種完了時期等）を取りまとめ、集計結果を横展開。
-----	---

事務連絡
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）御中
各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年2月16日健発0216第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第2.0版）」が示されたところですが、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられます。

つきましては、下記のとおり、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示ししますので、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただきますよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、障害特性を踏まえた適切な配慮の提供に当たっては、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と連携を図っていただくよう、重ねてお願いいたします。

記

1 障害者に係る相談体制の確保や情報周知について

新型コロナワクチンに関する相談体制については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する相談体制の構築について」（令和3年2月17日付け事務連絡）において、自治体における相談体制の構築をお願いしているところですが、聴覚障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コー

ルセンター等の相談窓口では、電話以外にも、FAX やメール等による相談対応についても可能とさせていただくようお願いします。また、知的障害者や発達障害者等に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明する、分かりやすい絵カードや写真等を用いるなどの配慮をお願いします。

また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、視覚障害者については、十分に情報を入手することが困難な場合もあることから、視覚障害者が郵送物の選別をするために、内容（「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等）及び発信元（自治体名等）を点字や拡大文字での表記を検討するようお願いします。これ以外にも、自治体のホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討をお願いします。

2 接種時等における合理的配慮等について

新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関や市区町村が設ける会場等においては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、可能な限り、

- ・ 聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内
- ・ 視覚障害者等向けに放送や音声による案内
- ・ 知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明

等の障害特性を考慮した対応をお願いします。

加えて、障害者が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たっては、接種会場において、公的な福祉サービスによる支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、遠隔手話サービスを含めた意思疎通支援事業等）が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いします。

<参考>

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」

（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>